

昭和二十六年二月十六日(金曜日)午後一時四十五分開會

本日の會議に付した事件

○あん摩、はり、きゆう、柔道整復等
営業法の一部を改正する法律案（内
閣提出）

○委員長(河崎ナツ君) それでは只今から厚生委員会を開会いたします。おん臨、はり、きゆう、乗道整備等營業法の一部を改正する法律案を議題といたします。前回に引続き質疑を続行いたします。御質問ございませんか。

○石野幹市郎君　それでは二、三の点について当局の意向を質して置きたいと思ひます。第一は、今回の改正案の第十三条に關連する問題でございますが、中央及び地方に審議會があつて、いろ／＼重要事項を審議することになつておりますが、この審議委員の範圍というものが今回の案ではきめてない。これは先回の委員会で谷口委員から御質問されていろ／＼、こういふ審議會の内容等については、更に政令で一應きめて、大体従来と變りないような方針であるという御答弁があつたやに聞いておるのでありますが、これは業界でも相当心配しておる問題であり、重ねてもう一度この点を聞いて確認して置きたいと思ひます。

○説明員(河野鎮雄君) お答え申し上げます。只今御質問の中にもございまして、たように、審議会につきまして、どういふ人で以てこれを構成するかというようなことにつきましては、政令を以てきめる予定をいたしております。

で、従来そういう規定が法律の中にありましたのに、今回それを入れませんでした理由は、大体ほかの審議会において政令に譲つておりますので、それと歩調を一にするというだけのこととでございまして、現在の審議会の構成メンバーと違つた構成をとうとうというような考えではございませんので、その点は御了承頂きたいと思ひます。

○石原幹市郎君　それではその次の問題でありますが、これもやはり第十三条の中の試験に関する規定ですが、これは今度は三項になりますが、において地方審議会のほうにすべて委譲されてしまつた形になつておるのであります。ところがこの現行法によつてまだ一度も中央で統制された試験をやつて見ないで、実施して見ないで、今回これを改正して更に地方に委譲してしまふ。このところをどういうわけから又地方に委譲されてしまふということになると、各県まち／＼の試験規格と言いますか、試験が行われることになつて、或る県では非常にたくさんものものがパスするが、或る県では一人もパスできないというふうなことも起るのじゃないかというので、これも非常に心配しておる面があるのであります。こういう面について御説明願ひたい。

○説明員（河野鎮雄君） 局長も見えま
したけれども、質問の途中でございま
すので、便宜私からお答えさせて頂き

たいと思います。この試験の点でございしますが、現行法におきまして、試験は都道府県知事がやるという建前になつております。この現行法における審議会の権限といたしまして、中央の審議会と地方の審議会と一緒に併せて規定をしておりました関係で、両者の審議事項の内容が非常にはつきりいた

しに地方に任せておつたということになるのですが、今の課長のお話では現在と變つた取扱ひをする意思でないのだから、だとかういふことをおつしやつたのであります。が、現行法ではあれば中央の審議会の調査審議事項の中に入つておつたのではないかと私思うのです。が、その点如何ですか。

○説明員(河野鎮雄君) その辺が現行法の規定の仕方から見ますと、ちよつとあいまいではないかと考えるのでございしますけれども、飽くまで試験は現行法におきまして、府県知事の試験ということになっております。従つて中央審議会、地方審議会の審議事項が一緒に書いてありますも、おのずからそこには都道府県で行う試験という建

前から、おのずから現行法でも線が出て来るのではないか、こういうふうに考えるのでございます。従つて仮に中央の審議会において試験のことを審議するといたしましても、個々の問題で立入つて審議するということは現行法においても無理ではないか。重要な基本的な考え方とか、そういうふうなことについては中央審議会において審議することはできるかと思ひますけれども、個々の問題にまで具體的に問題をどうやつて出すかと、問題の決定まで中央できめるということは現行法においても無理ではないか、かように考へております。

○石原幹市郎君　その点は我々もいいのですが、試験は地方に任せてある試験であるということは僕らもわかつて

ようにして置くのがいい。その意味から申しまして、六三三というふうな立派な体系の下に進んだ教育の要件を付して置きまするならば、今の六三三というよりはよほどオートソドックスとなりますので、或いは高等学校卒業という資格もありますので、万一ほかの方面に発展されるという場合において

現行法よりも明確になる点があるとい
うので美はこれを急いだわけでごさ
います。従つて若しもできませんな
らば、これを第一段といたしまして、
次の最近の機会に第二段、第三段の
改正をいたすように準備することは、
私どもとしては十分その考えを持つ
ておる次第でございます。

も、それが踏み台になるのでいいだろうと思うのであります。すでに現在の六三五については、実際これを運営をされる方面からも、その五年というものが必ずしも充實した五年じやないという御意見でありますけれども、それでは非常な時間や労力の労費と申しますか、無駄にもなりますというようなことも考えまして、それではこういうものについてはじっくり考えたいと、私思う次第であります。なおこの改正を完全なものにしてから、ゆつくりやつたらというお話でありますが、実は私は先ほど申し上げましたように、今の

○石原幹市郎君 今のと関連するの
ですが、どうも当局の御説明を聞いて
いますと、あまり急がぬでもいい、大
したことはないようなことばかりが今
度改正されて、非常に要領の強いよう
な事項がすべて残されて、おるような
気がします、併し最もその話を聞いて
不合理に思いますことは、高等学校を
出た者がなお五年の修業をしなけれ
ば、はり師、きゆう師になれないと、
こういう事態は、これは何とか一刻も
早く改正されたほうがいいのじやない
かと思うのです。これは重ねて希望し
て置きます。

ような重要な点の考究すべき問題は、この改正案を殆んど決定いたしました後に現われて来たものでありまして、この改正はすでに提案理由の説明にもありました通り、現行のものを著しく根本的に変えるというのではなく、現在すでに現われて来ておる広告等についての取締のいろいろ不備な点、目

○政府委員(東龍太郎君) なおこれの改正のことを急ぎましたもう一つのと申しますか、むしろそのほうが時間的にも主であつた問題は、例の特例試験の期限の引延しと申しますか、当分の間はこの特例試験を行へるという、これが実はよく早くということを考えました一つの大きな問題でございます。

前にあります。具體的な不備な点を少しでも早くこれをしつかりとして置きたいということと、又身分法であるということを明らかにしようというだけのこと、改正のつもりで御提案申上げたのでありまして、従つてこれだけでなければならぬというふうに固執するわけではありませんけれども、一応これで当面の問題を処理いたしますのに、より

それから只今の六三五の問題であります。これは基本的な重大な問題であります。現在實際問題として、すでに六三を出て、それからなお五年のことをしなければならぬと、そういう状況になつておる人が恐らくは極めて少数じやないかと思うのであります。六三といふところで終つたかたがやつてゐるのじやないかと思うのですが、

重大なこれは問題ではありませんが、取急ぐの中から省いて頂けるのじやないかと考えるのです。

○藤原道子君　ちよつと東さんにお伺いしたいのですが、今六三五ですね、とにかく五年ということですね。はり、きゆうをとるには六三五と六三三を経て五ということですね、四年

以上でしよう。両方やるならば五年で
すね、それを一部から非常に中途半端
である長い期間に、若しほかへという
ような場合には、中学卒業の資格しか
もらえないと、そこでこれを高等学校
を出てあと二年というふうに規定して
欲しいというような意見も大分あるよ
うでございますが、私としては義務教
育からすぐ行ける道にしなければ困
ると思つております。併しそういう意見
の人たちは、是非高等学校の資格を与
えたいという意味において、そういう
ような方法にしてもらいたいというよ
うな意見もあるのでございます。それ

では一般の人はいいだろうけれども、盲人なんかの場合に、一般の高等学校へ行けないじゃないかと私は心配いたしました。ところが今現在盲学校ではそうなるておる、盲学校では何と言いますか……。

○委員長(河崎ナツ君) 五年の下のは高等学校……。

○藤原道子君 下の三は高等学校といふことにして、あとの二年を実務教育ということで盲学校ではやつておりますが、それを一般に適用してやればいいじやないかと、こういふふうな意見なんでございますが、ところが盲学校などは三年と二年としても、高等学校となる許可がまだ下りていない、文部省令のほうで行くように聞いております

が、その点はどうなつてゐるのでございませうか。

○政府委員（東龍太郎君） 私ども文部

省のことはよく存じませんが、お答えするの何ですが、高等学校になつてからのじやございませんでしうか。ただいわゆるこの法律による養成所としての指定はまだできておりません。

これは今おつしやいました六三三とそれから二二という二つの問題がありまして、二年終えればあんまりになれるわけですね、ところがその二年のものを三年の課程のうちの二年というのでは学校を卒業したということになりませんし、修業したという形にならないものですから、養成所としても苦しむというので、別科とか、何とかいうので、特別の二年の課程としてそれで完成したという形になりますれば、厚生省は喜んで指定するのであります。今、文部省との間にその話が進んでおるので、これは卒業する人の不便の

ないように養成所の指定はできると思う。併し学校としても十分三年のコースが高等学校には、当然文部省側はなつておるのではないかと思う。それからもう一つ六三五という課程と、六三三と現在の六三五と何にも、あらゆるものが高等学校を建てなければいけないというふうり、きゅう師等になれないというふう

に私は申上げたのではないので、現在の六三三ということも、これはなおよく研究しなければなりません、それと別途において六三三というコースを縫た者に対して、後の二年というふうな途も考える、成るべくそういう方向に希望しているほうの不便のないように、そうして成るべく教育の基本体系に含つたような筋に行くという工合

に考えると 二本立 三本立になつてもいいという考えを私は持つておるの
でございます。

○藤原道子君 実は私も今一つ大きな悩みに逢着しておりますが、看護婦生活の改正で、結局私は六三四という制度も一つ作りたいということを主張しておりますが、今日衆議院の小委員会

を傍聴いたしましたときに、おん囃
はり、きゆうのほうで、六三四乃至五と
いう教科課程が今非常に問題になつて
おるので、やはり学校基準法ですか、
あれに合つたようにしてもらわなけれ
ばならないというので、あんまり、は
り、きゆうのほうから悩みを非常に訴
えられておるんだから、六三四といふ
課程には困るというようないろ／＼な
話が出たわけです。それで一部は、り、
きゆうのほうからも、この間の陳情に
よると、高等学校の教科を終つたとい
うようなふうにしてもらわなければ困
ると、五年という間ただぼやつとして

いるということでは、中途から変更する場合に、何らの学力の認定ももらえないということであるから、ここを何とか考慮してもらいたい。従つて高等学校を卒業した者でなければ、やはり、きゆうの学校に行けないというふうにして欲しいというような陳情内容なんですが、それに対して局長はどういう

ふうにお考えですか。

○政府委員(東嶽太郎君) 只今の質問のお答えは、実は石原委員に対して申し上げましたのと同様でございます、そういうような陳情の筋は私は至極極々と思ひますので、その点は私のほうでも慎重に研究をいたしまして、そういうふうになるように考えたいというつもりでおるのであります。

請願 新瀉市西堀通八番町一、五八五社団法人新瀉県医師会長 島居憲二
紹介議員 藤原 道子君
この請願の趣旨は、第二九五号と同じである。

第三八四号 昭和二十六年二月一日受理

請願 国民健康保険事業の危機突破に関する
請願者 熊本県庁内熊本県国民健康保険団体連合会理事長 井上健三郎外七名
紹介議員 谷口 彌三郎君
この請願の趣旨は、第二九五号と同じである。

第三八五号 昭和二十六年二月一日受理

請願 国民健康保険事業の危機突破に関する
請願者 岐阜県岐阜市司町一岐阜県国民健康保険団体連合会長 菱田尚一
紹介議員 古池 信三君
この請願の趣旨は、第二九五号と同じである。

第三八六号 昭和二十六年二月一日受理

請願 国民健康保険事業の危機突破に関する
請願者 新潟市長 村田三郎
紹介議員 小杉 繁安君
この請願の趣旨は、第二九五号と同じである。

第三八七号 昭和二十六年二月一日受理

請願 国民健康保険事業の危機突破に関する
請願者 岩手県盛岡市内加賀野小路四三岩手県国民健康保険団体連合会理事長 佐藤公一
紹介議員 千田 正君
この請願の趣旨は、第二九五号と同じである。

第四一四号 昭和二十六年二月二日受理

請願 国民健康保険事業の危機突破に関する
請願者 石川県金沢市下本多町三ノ五石川県国民健康保険団体連合会理事長 柴野和喜夫
紹介議員 中川 幸平君
この請願の趣旨は、第二九五号と同じである。

第四一五号 昭和二十六年二月二日受理

請願 国民健康保険事業の危機突破に関する
請願者 三重県津市広明町三三重県国民健康保険団体連合会理事長 堀口六太郎
紹介議員 原 虎一君
この請願の趣旨は、第二九五号と同じである。

第四二九号 昭和二十六年二月二日受理

請願 国民健康保険事業の危機突破に関する
請願者 新潟県庁内新潟県生産農業協同組合連合会内 吉岡喜三郎
紹介議員 清澤 俊英君
この請願の趣旨は、第二九五号と同じである。

第四三〇号 昭和二十六年二月二日受理

請願 国民健康保険事業の危機突破に関する
請願者 宮城県庁内宮城県国民健康保険団体連合会理事長 代理 田中完義
紹介議員 河崎 ナツ君
この請願の趣旨は、第二九五号と同じである。

第四四九号 昭和二十六年二月三日受理

請願 国民健康保険事業の危機突破に関する
請願者 島根県庁内島根県国民健康保険団体連合会理事長 原夫次郎
紹介議員 原 虎一君
この請願の趣旨は、第二九五号と同じである。

第四五〇号 昭和二十六年二月三日受理

請願 国民健康保険事業の危機突破に関する
請願者 和歌山県庁内和歌山県国民健康保険団体連合会理事長 坂久五郎
紹介議員 河崎 ナツ君
この請願の趣旨は、第二九五号と同じである。

第四五一号 昭和二十六年二月三日受理

請願 国民健康保険事業の危機突破に関する
請願者 滋賀県大津市橋本町五五 滋賀県医師会内 小林清祐外四名
紹介議員 大谷 登潤君
最近の経済情勢逼迫に伴い、国民健康保険事業の運営は、崩壊の危機にひんしているから、同事業の危機突破のため、(一)社会保障制度を即時実施すること、(二)国庫補助を増額すること等必要な措置を講ぜられたいとの請願。

第四七一号 昭和二十六年二月三日受理

請願 国民健康保険事業の危機突破に関する
請願者 秋田県庁内秋田県国民健康保険団体連合会内 櫻場文蔵外二名
紹介議員 藤森 眞治君
この請願の趣旨は、第二九五号と同じである。

第四八五号 昭和二十六年二月三日受理

請願 国民健康保険事業の危機突破に関する
請願者 富山市表町四富山県文化厚生農業協同組合連合会理事長 菊野博外三名
紹介議員 飯島運次郎君
この請願の趣旨は、第二九五号と同じである。

第四八六号 昭和二十六年二月三日受理

請願 国民健康保険事業の危機突破に関する
請願者 兵庫県庁内兵庫県国民健康保険団体連合会理事長 友井茂次
紹介議員 藤森 眞治君
この請願の趣旨は、第二九五号と同じである。

第三一〇号 昭和二十六年一月二十九日受理

請願 国立療養所入所費等取扱細則第三条大幅適用に関する請願
請願者 兵庫県加古川市神野町西条一、五三三国立療養所

加古川病院内 中山武外
百三十五名

紹介議員 須藤 五郎君

国立療養所入所費等取扱規則第三条によれば、生計事情が生活保護法の対象となるべき状態にある者で、他の方法によつても療養費が支出できない者については、入所費を免除できることになつてゐる。しかるに最近における療養所側の方針は、この第三条患者を極力なくして行く方向を取り、現に入院してゐる者でも入所費免除を打ち切られてゐる実情にあることは、由々しい社会問題であるから、生活困窮者の療養生活を保護するため、国立療養所入所費等取扱規則第三条の大幅適用を實現せられたいとの請願。

第四三六号 昭和二十六年二月二日受理
国立療養所入所費等取扱規則第三条大幅適用に関する請願
請願者 兵庫県加古川市神野町西 条一、五三三国立療養所
加古川病院内 新村友子
外百三十五名
紹介議員 深川タマエ君

第三一一号 昭和二十六年一月二十九日受理
医発六四九号「入所患者の退所措置について」の撤回等に関する請願
請願者 兵庫県加古川市神野町西 条一、五三三国立療養所
加古川病院内 中山武外
百三十五名
紹介議員 須藤 五郎君

この請願の趣旨は、第三一〇号と同じである。

第三一一号 昭和二十六年一月二十九日受理
医発六四九号「入所患者の退所措置について」の撤回等に関する請願
請願者 兵庫県加古川市神野町西 条一、五三三国立療養所
加古川病院内 中山武外
百三十五名
紹介議員 須藤 五郎君

結核の治療体系である予防、治療、後

保護が完全に実施されない限り結核は減は期せられない。しかるに昭和二十五年十月九日付をもつて出された医発六四九号による療養所入所患者の早期退所措置は、治療中の患者を作業療法を遂行していきなり社会に放り出すものであり、折角の治療成果を水泡に期する結果となるから、作業療法を含めた後保護を確立するため、医発六四九号をすみやかに撤回せられたいとの請願。

第四三九号 昭和二十六年二月二日受理
医発六四九号「入所患者の退所措置について」の撤回等に関する請願
請願者 兵庫県加古川市神野町西 条一、五三三国立療養所
加古川病院内 新村反子
外百三十五名
紹介議員 深川タマエ君

この請願の趣旨は、第三一一号と同じである。

第三一二号 昭和二十六年一月二十九日受理
看護婦および医師の増員等に関する請願
請願者 兵庫県加古川市神野町西 条一、五三三国立療養所
加古川病院内 中山武外
百三十五名
紹介議員 須藤 五郎君

最近国立療養所のベツト数は逐次増加されているが、これに反し医療従事者の数は却つて減少しているため、医師看護婦の労働強化をまねき、辞職する者が多く療養者に多大の不安を与えてゐるから、(一)医療法による医師看護婦を増員すること、(二)医療従事者の賃金を改訂すること、(三)雑役定員にわくを設けること等の措置を講ぜられたいとの請願。

第四三五号 昭和二十六年二月二日受理
看護婦および医師の増員等に関する請願
請願者 兵庫県加古川市神野町西 条一、五三三国立療養所
加古川病院内 永井のぶ
外百三十五名
紹介議員 深川タマエ君

この請願の趣旨は、第三一二号と同じである。

賃金を改訂すること、(三)雑役定員にわくを設けること等の措置を講ぜられたいとの請願。

第四七〇号 昭和二十六年二月三日受理
看護婦および医師の増員等に関する請願
請願者 兵庫県加古川市神野町西 条一、五三三国立療養所
加古川病院内 永井のぶ
外百三十五名
紹介議員 深川タマエ君

この請願の趣旨は、第三一二号と同じである。

第三一三三号 昭和二十六年一月二十九日受理
完全看護、完全給食の内容向上に関する請願
請願者 兵庫県加古川市神野町西 条一、五三三国立療養所
加古川病院内 中山武外
百三十五名
紹介議員 須藤 五郎君

最近診療点数二点引上げにより無理に完全看護、完全給食の実施をはかりつつあるがこれ等引上げ点数による収入を経営の赤字補てんに使用してゐる国

完全看護、完全給食の内容向上に関する請願
請願者 兵庫県加古川市神野町西 条一、五三三国立療養所
加古川病院内 加藤民子
外百三十五名
紹介議員 深川タマエ君

この請願の趣旨は、第三一三三号と同じである。

立療養所では極めて困難な現状であるから、実質的な内容をもち完全看護、完全給食を実施せられたいとの請願。

第四四〇号 昭和二十六年二月二日受理
完全看護、完全給食の内容向上に関する請願
請願者 兵庫県加古川市神野町西 条一、五三三国立療養所
加古川病院内 加藤民子
外百三十五名
紹介議員 深川タマエ君

この請願の趣旨は、第三一三三号と同じである。

第三一五号 昭和二十六年一月二十九日受理
結核病床増設に関する請願
請願者 兵庫県加古川市神野町西 条一、五三三国立療養所
加古川病院内 中山武外
百三十五名
紹介議員 須藤 五郎君

わが国における年間結核死亡者数は、推定十五万といわれているが、現在のベツト数は七万床足らずであり、その内国立ベツトは四万五千床にすぎない。しかして現在療養所では六箇月から一年半以上を待機しなければ入院できない状態であるため、入院患者の早期退所と云う形でこれを解決しようとしてゐるがこれは全く予防治療、後保護の治療体系を無視し、再発と悪化を助長するものであるから、後保護の確立と共に結核ベツトを三十万床増設せられたいとの請願。

第四四一号 昭和二十六年二月二日受理
生活保護法の最低生活基準額引上げ等に関する請願
請願者 千葉県松戸市高塚新田一 二八国立松戸療養所内
上野義雄外三百九十名
紹介議員 片岡 文重君

生活保護法の最低生活基準額引上げ等に関する請願
請願者 千葉県松戸市高塚新田一 二八国立松戸療養所内
上野義雄外三百九十名
紹介議員 片岡 文重君

結核病床増設に関する請願
請願者 兵庫県加古川市神野町西 条一、五三三国立療養所
加古川病院内 今出英子
外百三十五名
紹介議員 深川タマエ君

この請願の趣旨は、第三一五号と同じである。

第四六八号 昭和二十六年二月三日受理
結核病床増設に関する請願
請願者 兵庫県加古川市神野町西 条一、五三三国立療養所
加古川病院内 千葉 正夫外百九十五名
紹介議員 岩崎正三郎君

この請願の趣旨は、第三一五号と同じである。

第三二八号 昭和二十六年一月二十九日受理
生活保護法の最低生活を保障する扶助基準に関する請願
請願者 岐阜県多治見市議会議員 長谷川亮三
紹介議員 古池 信三君

生活保護法は、憲法第二十五条に規定する理念に基いて立法せられたものであるのに、最低限度の生活を保障してゐない点があるから、扶助基準をすみやかに増額せられたいとの請願。

第四一三三号 昭和二十六年二月二日受理
生活保護法の最低生活基準額引上げ等に関する請願
請願者 千葉県松戸市高塚新田一 二八国立松戸療養所内
上野義雄外三百九十名
紹介議員 片岡 文重君

生活保護法の最低生活基準額は、五人家族で保護基準額五千二百円その内住居費百五十円、食費中の副食費は一食当り六円十銭はすぎず、現下の物価高においてあまりにも僅少であるから、現行の最低基準額を七割引き上げられたいとの請願。

第三四二号 昭和二十六年一月三十日受理

昭和二十二年九月以前の結核患者に現行厚生年金保険法の全面適用促進の請願

請願者 兵庫県加古川市神野町西

第一、五三三国立療養所
加古川病院内 中山武外
百三十五名

紹介議員 須藤 五郎君

厚生年金法による障害手当金の支給額は、昭和二十二年政令第七十六号により昭和二十二年九月にさかのぼり法律第二百二十七号が適用され支給額が旧法よりはるかに引き上げられたが、昭和二十二年九月以前の被保険者に対しては法律第四十五号第四、五条の適用によりその支給金額は新法に比し十分の一に等しい額であつて、療養生活に苦しむ患者にとつて、まことに忍び難いものであるから、すみやかに昭和二十二年九月以前に発病した患者および、すでに旧法で支給された者に対しても新法を適用せられたいとの請願。

第四一六号 昭和二十六年二月二日受理

昭和二十二年九月以前の結核患者に現行厚生年金保険法の全面適用促進の請願

請願者 千葉県松戸市高塚新田一
二八国立松戸療養所内

上野義雄
紹介議員 片岡 文重君
この請願の趣旨は、第三四二号と同じである。

第四四三号 昭和二十六年二月二日受理

昭和二十二年九月以前の結核患者に現行厚生年金保険法の全面適用促進の請願

請願者 兵庫県加古川市神野町西

第一、五三三国立療養所
加古川病院内 山本貞市
外百三十五名

紹介議員 深川タマエ君

この請願の趣旨は、第三四二号と同じである。

第三四三号 昭和二十六年一月三十日受理

ストレプトマイシン、パスおよびティビオン等の適用範囲拡大に関する請願

請願者 兵庫県加古川市神野町西

第一、五三三国立療養所
加古川病院内 中山武外
百三十五名

紹介議員 須藤 五郎君

現在結核治療に外科手術と共にストレプトマイシン、パスおよびティビオン等の高価薬が使用されているが、その用途については極めてわずかで、また限られた範囲の者以外には使用できない状態であるから、全額国庫負担によりこれらの薬品を広い範囲に配給せられたいとの請願。

第四四二号 昭和二十六年二月二日受理

ストレプトマイシン、パスおよびティビオン等の適用範囲拡大に関する請願

請願者 兵庫県加古川市神野町西
第一、五三三国立療養所
加古川病院内 永井のぶ
外百三十五名

紹介議員 深川タマエ君
この請願の趣旨は、第三四三号と同じである。

第三四八号 昭和二十六年一月三十日受理

社会福祉主事設置に伴う経費全額国庫負担の請願

請願者 岐阜県多治見市議会議長

長谷川亮三
紹介議員 古池 信三君

さきに実施された生活保護法の改正に伴い、社会福祉主事が設置されることになったが、現下の地方財政では、定数の社会福祉主事設置が不可能であるから、国家的保護事務の完遂を期するため、社会福祉主事設置に要する費用を全額国庫負担とせられたいとの請願。

第三六四号 昭和二十六年一月三十一日受理

北海道に国立光明寮設置の請願

請願者 北海道帯広市東一条南八
北海道盲人協会の 後藤 寅市

紹介議員 有馬 英二君

昭和二十三年一月一日よりあん摩、はり、きゅう、柔道整復等営業法が施行せられ、それによつてこれまで徒弟修業によるあん摩、はり、きゅう営業資格検定試験が廃止され、以後はすべて公認の学校若しくは修業施設において一定の期間修業しなければ受験資格が得られないことになったため、生活困窮者や一旦家庭を持つてから災害その

他の原因によつて失明した盲人には入所困難の状況に鑑み、これらの人々のために、現在東京中野および栃木県塩原に国立光明寮があるが、これだけでは到底全国の希望者をことごとく收容することは不可能であるから、身体障害者福祉法の施行を機会に北海道にも国立光明寮を設置せられたいとの請願。

第三六五号 昭和二十六年一月三十一日受理

医療法中一部改正に関する請願

請願者 北海道美瑛市南空知医師会内 佐藤定雄外十一名

紹介議員 有馬 英二君

医療法が全面的に改正公布されてから二箇年半この新医療法の完全実施が目前に迫つてきたが、戦後のインフレーション経済の終そくと安定の度が依然として定まらず、医療経営の上からこの完全実施の期日までに病院の規格構造設備を変更することは不可能であるから、さらに各方面から検討されて医療法の第一、第十三条、第二十一条をもつとも実地に即した最善のものとするために改正せられたいとの請願。

第四五二号 昭和二十六年二月三日受理

医療法中一部改正に関する請願

請願者 北海道留萌市明元町五ノ
四二 浅野修

紹介議員 有馬 英二君

この請願の趣旨は、第三六五号と同じである。

第三七二号 昭和二十六年一月三十一日受理

結核対策に関する請願

請願者 埼玉県南埼玉郡黒沢村国
立埼玉療養所内 渡邊周
一外三百七十八名

紹介議員 藤原 道子君

亡国病とまでいわれている結核に対し、政府の現在とつての対策は、不自然不合理な点が多く、各種施策も充分に効果を上げていないから、結核対策の万全を期するため、(一)医師看護婦を増員すること、(二)国立療養所入所費等取扱細則第三条の適用を拡大すること、(三)医療六四九号通達を撤回すること等必要な措置を採られたいとの請願。

第三七四号 昭和二十六年一月三十一日受理

新宿御苑保存に関する請願

請願者 東京都目黒区緑ヶ丘二、
三六四財団法人日本庭園
協会 会長 國伊能外一名

紹介議員 杉原 荒太君

新宿御苑は、日本式庭園、和洋折衷の式庭園およびわが国最大の温室設備等を有し、かつ明治時代に移入された多数の外国産樹種を現在する十九万坪の名苑である。しかるに宮内省から厚生省管理に移され都民に公開されてからの現状は種々の点において寒心にたえないものがあり、このまま放置すれば由緒ある名苑もその価値を失つてしまふから、新宿御苑保存のため万全の措置を講ぜられたいとの請願。

第四五八号 昭和二十六年二月三日受理

新医療法実施延期に関する請願

請願者 新潟県長岡市長 松田弘
紹介議員 小川 孝平君 清澤 俊

英君 河崎 ナツ君

医療法の定めるところにより、昭和二十六年十月三十日以降は病床を二十床以上有しない医院または診療所では入院患者を四十八時間以上收容できないことになつてゐるが、現下の経済事情からして本法に規定する施設の急速整備はもろんのことわが国医療態勢の確立を図るには今後相当の期間を要し、到底望み得ない無理な要請であるから、わが国の社会情勢が適当とする時期まで本法の実施を延期せられたいとの請願。

第四六七号 昭和二十六年二月三日受理

鹿児島県星塚敬愛園の増床に関する請願(一通)

請願者 鹿児島県鹿屋市星塚町

四、五二二国立療養所星塚敬愛園内 大海洋外一名

紹介議員 島津 忠彦君 前之園喜一郎君 西郷吉之助君

佐多 忠隆君

星塚敬愛園は、日本一のらい、濃厚地といわれる南九州地方における唯一のらい療養所であるが、今回の増床計画は僅かに百床で、これでは鹿児島、宮崎両県下の在宅患者の約五分の一を收容するにすぎず、らい予防対策の初期の目的を達成することができないから、南九州地域の特殊事情を考慮し、星塚敬愛園の増床計画を三百床とするよう取り計らわれたいとの請願。

第八四号 昭和二十六年一月二十七日受理

新宿御苑内に国民プール建設の陳情

陳情者 東京都新宿区柏木二ノ

二、二二二国民プール勝

致推進委員会内 日野恵正外六十三名

衆参両院議員有志によつて世界一の国民プールを新宿御苑に建設の計画を立てたが地元民もこの計画実現を熱望しているから、国民プール建設用地として新宿御苑西北端の一部を指定せられたいとの陳情。

第八七号 昭和二十六年一月三十日受理

新医療法実施延期に関する陳情(一通)

陳情者 新潟県南魚沼郡大崎村会

議長 秋山信治

新医療法によると本年十月からは、二十床以上の入院設備のない医院または診療所では入院患者を四十八時間以上收容することができなくなるが、現在このような、医院または診療所に入院している患者が六万からいて、急速にこれらの人々を收容する官、公、私立病院を新設することは不可能である。また山間へき地の住民は、多額の出資をして遠方の病院まで行かなければ入院できず、一般民衆の重病、その他保健上からも、はなはだ悪い結果を招くことになるから、本法実施に当つては、立派な医療機関の施設ができるまで延期されたいとの陳情。

第一〇一号 昭和二十六年二月三日受理

受理

生活保護費全額国庫負担に関する陳情

陳情者 石川県議会議長 島島徳次郎

昨年五月公布の生活保護法は、憲法第二十五条の規定に基き、国の責任において行われるものであるのに、現在保護を要する扶助費の負担区分は、市町村が一割、都道府県が一割、国が八割

となつていて、本法の主旨に副わないから、生活保護費を全額国庫負担とせられたいとの陳情。